

# 政策調整会議の概要

開催日：H18.10.19

## 項 目

- 1 契約事務の留意事項【観光担当、土木部、出納局、総務部】
- 2 少子化対策の取り組み～19年度予算への対応～【健康福祉部】

## 内 容

- 1 契約事務の留意事項【観光担当、土木部、出納局、総務部】

観光担当から「華フェスタ推進事業基本計画策定委託業務の発注に関する問題点等」について、土木部から「土木部の公共工事の入札・契約事務」について、出納局から「定期監査結果取りまとめ」等について、総務部から「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン(素案)」について、それぞれ概要説明があり、以下のとおり意見交換を行った。

### 【説明概要】

「華フェスタ推進事業基本計画策定委託業務の発注に関する問題点等」(観光担当)

- ・ 今回の契約は、プロポーザル方式による随意契約を行ったもので、ホームページを通じて全国から応募を募った。
- ・ これに対し、5企業1企業体から応募があり、審査委員会における結果は1位県外企業、2位県内企業体となった。
- ・ しかし、審査委員会における評価の点数が1位と2位で僅差(300点中10点差)であったことと、県内業者への優先的発注する、という方針をもとに、庁内の検討会において評価2位の県内業者と委託契約を締結することを決定した。
- ・ しかし県としての契約者の最終判断を行う前に、評価1位の業者に連絡して、見積合わせから契約手続き、業務内容に関するスケジュール等の打ち合わせということで来庁してもらった。
- ・ そのことが契約の成立と県外業者に理解され、混乱をきたした。
- ・ 今回のケースは、審査委員会の設置要綱において、同委員会が業者を選択するものとはしていなかったため、審査結果を踏まえつつも、県の最終判断ということで、評価2位の業者と契約を締結したものである。
- ・ ただし、このようなケースは前例がなく、「審査委員会の評価」と「委託業者の選定」という部分の関係が曖昧であった。
- ・ 県内業者への優先発注についても、アウトソーシング推進関連事業以外の事業について、判断を各事業課室で行うものかどうかについて、課題として残った。
- ・ 評価1位の業者と見積合わせ等をする場合、その行為そのものは契約行為ではない旨を、明らかにしておく手順が必要だった。
- ・ プロポーザル方式による随意契約の事例が多くなっている中で、県の取り扱いに齟齬をきたさないため、また、参加企業や県民に対し業者選定の手続きの透明性を確保するためにも、マニュアル的なものを作成するべきではないか。

「土木部の公共工事の入札・契約事務」(土木部)

- ・ 土木部が現在行っている入札・契約事務の制度の要点、課題、今後の方向性は以下のとおり。

#### 〔要点〕

- ・ 透明性及び競争力の確保のために、指名競争入札から公募型指名競争入札(点数や実績等の条件付で、条件に合う全ての業者が参加できる(5,000万円以上))へと変更
- ・ 技術力の高い企業や地域に貢献する企業の育成のため、入札参加資格審査での配慮や公募型指名競争入札の実施
- ・ 下請けへのしわ寄せや労働者の悪化を招かない仕組みづくりのため、低入札価格調査制度(調査制限価格を定め、それ以下の価格の場合は本当にその価格で実施できるかどうかについて調査を行い決定

する仕組み)を導入

- ・透明性の確保や職員への働きかけの排除のため、予定価格と最低制限価格の事前公表の実施

〔課題〕

- ・ダンピング入札と品質の確保(低入札価格調査制度・最低制限価格制度)
- ・全国で多発している談合問題
- ・くじ引きによる落札者の決定(変動制最低制限価格・最低制限価格事後公表の試行)

〔今後の方向〕

- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律の制定により、「価格競争」から「価格と品質に優れた調達」に変更していく
- ・具体的な仕組みとしては、競争に企業の技術力等を導入する総合評価落札方式や、より高い透明性の確保のための一般競争入札の拡大(電子入札の導入を検討中)等を検討
- ・県内業者の優先発注については平成12年9月議会で、「公共事業の県内業者への優先的発注ならびに地元産品の優先使用を求める決議」がされていることもあり、技術的に県内企業で対応できる工事は県内企業のみで入札することや、高度な技術力を要する大型工事はJ方式として県外企業と県内企業の組み合わせをするなどしている。
- ・また、県内業者で下請け可能なものは、県内業者を活用するよう契約締結時に文書で依頼している。
- ・県産品の使用については、土木工事特記仕様書に明記し、県内産資材の優先使用、県産木材の優先使用、県産海砂配合の生コンクリートの優先使用に努めている。

「定期監査結果取りまとめ」(出納局)

- ・平成18年度に本庁121機関に対して実施した定期監査の結果、契約事務においては、施行伺が作成されないままで一連の事務を執行したもの、予定価格調書の作成等が不適正であるものなどの事例が顕著であった。
- ・嚴重注意とするものは、以下のとおりである。
  - 職員厚生課・委託項目の一部で予定価格を超える金額で契約を締結していたもの、施行伺に記載のない項目を契約業者決定後に見積聴取し、単価を追加して契約締結していた。
  - 情報企画課・契約金額が1千万円を超えているにもかかわらず、施行伺及び予定価格調書を課長決裁により作成し、契約金額を決定していた。
  - 健康づくり課・契約予定額が100万円を超えているにもかかわらず、施行伺が作成されていなかった。また、出納長合議を行っていなかった。
  - 障害福祉課・委託に伴う支出負担行為決議を5月に行い、契約を4月1日に遡及して行った。
  - こども課・・・委託業務について、相手先から事業実施報告書が提出されているにもかかわらず、検査及び依頼料の額の確定をしていなかった。
  - 産業技術振興課・単独の随意契約の締結に当たり、見積依頼書で設計金額を事前公表していた。
  - 担い手支援課・契約予定額が100万円を超えているにもかかわらず、施行伺が作成されていなかった。
  - 建築課・・・賃貸借契約において、契約金額が80万円を超えているにもかかわらず、施行伺を作成してなかった。
- ・現在県が使用している契約書の標準書式(11種類27様式)及び現在締結している契約書の内容が適正なものとなっているかどうかを点検し、問題点、疑問点を改善するための見直し及びアドバイスを受けることを法律事務所に委託している(平成18年9月補正)。
- ・契約事務は県庁の各部署にあるが、ともするとこういう業務を担当任せにしがちである。管理・監督者の注意が届いていないのではないかと。日頃から、目配り・気配りをお願いしたい。

「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン(素案)」(総務部)

- ・アウトソーシングを進める中で、民間のノウハウを生かす手法として、プロポーザル方式による随意契約が増えており、プロポーザル方式により契約の相手先となる事業者を選定する場合の手続き等の、基本的な考え方や手順などを示す、ガイドラインを作成中である。
- ・プロポーザル方式とはどんなものであるのか、対象となる業務はどんなものか、プロポーザル方式の性格はどんなものか、審査委員会を設置する場合の委員の選定方法や人数等に関する事、企画提案を求

める者の参加の方法等について盛り込むこととしている。

- ・ その他の項目としては、基本的な事項、スケジュールや必要な事項と取り扱いなどの進め方、審査基準、審査会の運営の他、その他の留意事項として、学識経験者の報酬・旅費、提出書類の取り扱いなどを検討している。
- ・ 1月か2月には庁内に示したい。
- ・ プロポーザル方式は、土木や情報の分野では頻繁に行われているが、サービスの提供を求める場合は難しいし、現実に実施する場合も過去に実施したところからやり方を聞いてそれに倣って実施しているのが現状であり、委員の人数や考え方がバラバラの状況である。
- ・ 他県にもガイドラインの事例はなく、過去のプロポーザルによる随意契約の事例等も集めて、検討したいと考えている。
- ・ これまでプロポーザルを実施したところには、問い合わせをして資料を集めたいと思っているので、協力をお願いしたい。

#### 【意見交換】

- ・ 契約は長年実施してきているが、世の中が変化してきており、今までのような形ではいけなくなっている。現在の状況にあっていない契約の様式は変更していかなければいけない。
- ・ プロポーザル方式による随意契約は、ルールや方針がない中で実施しているのが現状ではないか。
- ・ 指定管理者の選考でも同じような議論があった。特に審査委員会について委員の選考方式等について、外部の委員の県や県庁職員を入れるかどうかなどの議論があった。そのときの議論を思い出してガイドラインには盛り込んでいって欲しい。コンペ方式については、コンペ料を支払って実施した事例が過去にもあると思うので、それも参考にしようか。(副知事)
- ・ プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの素案の中で、「審査委員会の設置に当たり、審査委員は民間の技術やノウハウによる企画面の競い合いを公正且つ的確に評価するために、専門的知識や経験を備えた職員と庁外の有識者からなる審査委員によって構成する」とあり、専門的な知識や経験を備えた職員は所管課の職員及び決裁権者は不可とある。審査委員に所管課の職員や決裁権者が不可ということになれば、これまで実施した契約の有効性はどうかということにはならないか。  
このガイドラインによって、過去の事例を不可にするものではない。
- ・ 今までプロポーザル方式による随意契約においては審査委員会で1位になった者と契約を行うものと思っていたが、そうでないものは具体的にどんな場合があるのか。審査の基準、評価の基準、応募の基準に照らし合わせていけば、1位になった人と契約をするのは当たり前ではないかと思うが。  
基本的には1位になった者と契約の交渉をすることは基本的には当たり前のことである。契約の交渉において不調の場合に次者との交渉を行うこととなる。  
1位と2位の差が非常に僅差となった場合、1位と2位で再審査を行った例は過去にもある。  
点数だけに縛られずに総合的に評価することは大事であり、審査の基準を明確にしておく必要はあるが、審査の結果と契約は、必ずイコールではない。  
民間からの提案というのは、当初想定していなかったものもあり、点数化しにくいものもでてくと思う。事後の評価についても、公表された場合にも批判のないようなものとしていくことは必要だと思う。  
このような契約をする場合、公平性と透明性が問題となると思う。  
公平性でいえば、新しい取り組みを行う場合、きちんとした理由があれば優先的取り扱いをする部分も仕方のない場合もあるのではないか。公平性のところは、必ずしも担保されなくても良いのではないか。ただし、透明性については、完璧に必要であり、審査基準を分かりやすいものとするなど、こちら側の意志は示して、明確に公表して行くべきだと思う。(副知事)
- ・ プロポーザル方式による契約については大事なことであり、検討の熟度が高まった時点でもう一度この場で勉強する機会を持つこととする。

## 2 少子化対策の取り組み～19年度予算への対応～【健康福祉部】

健康福祉部から、予算編成に向けた少子化対策関連予算の取り扱いについての概要説明があり、以下のとおり意見交換を行った。

### 【説明概要】

- ・ 県庁内のワーキンググループにおいては、意見交換をはじめ、予算に向けてのお願いも実施している。
- ・ 具体的には、本県の少子化の現状分析や現在行われている子育て家庭等への支援の把握、他県での取り組み事例の調査を行い、年度末に向けて高知県の少子化対策の基本的な方向付けと、平成19年度から事業化できるものは予算化を図る取り組みを進めている。
- ・ 現在6つの区分(1, 経済的支援。2, 子育て支援。3. 子どもの育ち。4. 働き方。5. 未婚・晩婚化への対応。6. その他。)で支援策を検討している。
- ・ 少子化問題を考える会や県議会、文化厚生委員会、知事と少子化対策チームとの意見交換等で出された意見としては、第3子以降の子どもがいる家庭に対する優遇策や商店街での割引サービスの導入検討、企業における働き方の見直しや見直しを行う企業への支援、子育てを楽しむ雰囲気づくり、などがある。
- ・ 平成19年度の少子化関連の事業として考えられるものとして、ワーキンググループや個別の課室との調整をさせて頂いてはどうかというものを取りまとめている。
- ・ 経済的支援として福井県で実施されている「ふくい3人っ子応援プロジェクト」を、高知県で実施した場合の試算についても実施した。
- ・ 少子化は、こども課だけで対応できるものではなく、全庁的に対応していかなければいけないものである。
- ・ 各部局において、少子化対策関連事業として新規事業・既存事業の拡充をお願いしたい。
- ・ 国の少子化対策関連予算についても情報収集を行い、積極的に活用をして欲しい。
- ・ また、既存の事業についても、少子化対策の視点で見ればこんな事もできるのではないかとこのところを再整理をして見直して欲しい。
- ・ 11月10日に予定している健康福祉部の政策協議において、基本的な方向性のところで予算見積限度額の例外的取り扱いを協議したいので、例外的取り扱いが必要な事業について取りまとめて、11月1日までにこども課少子化対策チームに提出して欲しい(様式自由)。
- ・ 基本的な方向付けと一緒に少子化対策関連予算見積も公表していきたいので、新規事業・既存事業の拡充、少子化対策の視点で既存事業の再整理を行った事業を取りまとめ、11月末日までにこども課少子化対策チームに提出していただきたい。

### 【意見交換】

- ・ 例外的取り扱いの事業については各担当から提出していけばよいか。  
部局として取りまとめのうえ、提出をお願いしたい。